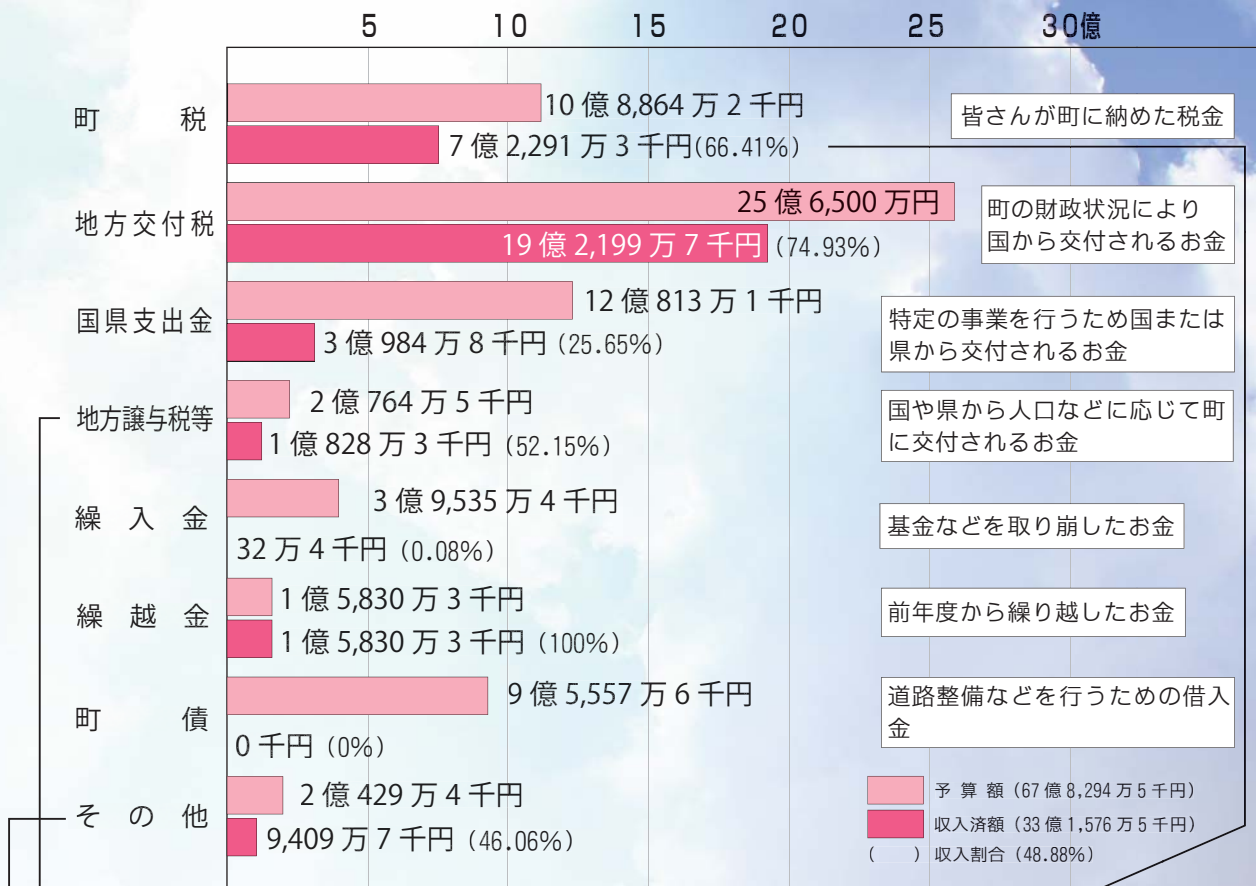


平成25年度4月～9月に大崎町の一般会計に

入ったお金 33億1,576万5千円

一般会計（歳入）



上半期の予算執行状況を公表します

地方譲与税等とは

- ・地方譲与税
- ・利子割交付金
- ・ゴルフ場利用税交付金
- ・自動車取得税交付金
- ・交通安全対策特別交付金
- ・地方消費税交付金
- ・地方特例交付金
- ・配当割交付金
- ・株式等譲渡所得割交付金

その他とは

- ・分担金及び負担金
- ・使用料及び手数料
- ・財産収入
- ・諸収入
- ・寄附金

町税の内訳

7億2,291万3千円

町民税	2億5,508万6千円	軽自動車税	4,542万円
固定資産税	3億7,971万4千円	市町村たばこ税	4,269万3千円

地方自治法第243条の3（水道企業については、地方公営企業法第40条の2）の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成25年度上半期（4月1日から9月30日まで）の一般会計並びに特別会計の財政状況を公表します。

本公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県からの交付税等の収入及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくものです。